

「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示」等の一部改正案に関する意見募集の結果について

令和5年3月
国土交通省自動車局

国土交通省では、令和5年2月3日から令和5年3月6日までの期間、基準緩和自動車の認定要領の一部改正に係るパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集した結果、1件のご意見を頂きました。頂いたご意見の概要及び国土交通省の考え方を別紙のとおり取りまとめましたので公表します。

今回の意見募集に当たり、ご協力頂きました方々へ厚くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和5年2月3日～令和5年3月6日
- ②周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載
- ③意見提出方法：インターネット、電子メール、FAX及び郵送

2. 提出意見数

1件

3. お問い合わせ先

国土交通省自動車局技術・環境政策課 意見募集担当

電子メールアドレス：hqt-knw_pc123@gxb.mlit.go.jp